

農業会議通信

農地改革プラン発表される
「農業委員会の適正な事務実施について」の通知が発せられる
「農の雇用事業」が始まります
岩手県農業者年金加入推進大会が盛大に開催される



岩手県農業者年金加入推進大会 平成21年1月29日 都南文化会館

今月の一言

農業委員会への新たな期待

先般、1月23日付けで農林水産省経営局長から「農業委員会の適正な事務実施について」の通知があった。

この趣旨は、昨年12月に公表した「農地改革プラン」に基づく新たな農地制度が実効をあげるためには、現場で農地制度を中心となつて運用する農業委員会の役割が非常に重要である、とする一方、農業委員会の現状について、法案件の審査の形がい化や公平性、公正性に対する指摘、農業委員会ごとに活動に差があり、また、活動が見えにくいなどの指摘があるため、今後、適正に実施されるよう、具体的な取り組みを検証してもらうものである。

このように、通知では、大きく2つのことが言われているが、前段については、今回の農地制度の改正によって、農業委員会の新たな、しかも重要な事務が大幅に増えているので、我々は、これら担うべき役割をしっかりと果たし期待に応えなければなりません。

後段については、一部の事案、一部の農業委員会をもってこつという評価がなされることは極めて残念であるが、これを機に、活動の足らざるところは補い、また、それに留まることなくさらなる目標に向つて取り組み、そのうえで実施状況を点検・評価するなどして事務の適正化と活発化を図る必要がある。

これらの実行に当って気がかりなことは、農業委員会事務局の体制である。本県の実態を申し上げますと、市町村の3分の1が2人以下であり、しかも、その過半は、市町村長部局との兼務である。

この際、改めて農地制度改革の趣旨と内容、農業委員会の新たな役割等について、市町村長にご説明申し上げ、ご理解のもと、体制の強化が図られる必要があるが、農業委員会自らも、実務に精通した職員の養成を図るとともに、農業委員一人ひとりの意識改革、農業委員と事務局とのさらなる連携、協力関係の構築など、あらゆる面からの体制づくりが急務である。

ともかくも、農業委員会系統組織は、今回の通知を真摯に受けとめ、その役割の発揮に努めなければならない。農業会議は、農業委員会の事務が、適正かつ効果的に推進することができるよう、あらゆる面で支援していきたい。

岩手県農業会議 会長 佐々木 正勝

農地面積の減少を抑制する等により農地を確保

◇農地規制の厳格化

- ①農地転用許可対象の拡大(病院、学校等の公共施設の設置)
- ②違反転用に対する罰則の強化
- ③都道府県が行う2ha以下の転用許可事務に関する国の関与

◇農用地区域内農地の確保

- ①農用地区域からの除外の厳格化
- ②都道府県に対する農用地区域内農地の確保に向けた国の指示

制度の基本を「所有」から「利用」に再構築

◇農地の権利を有する者の責務の明確化

農地の権利所有者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律上明確に位置づけ

◇農地を利用する者の確保・拡大

農地の適正利用を確保した上で、農業生産法人以外の法人について賃貸借による参入を可能に 等

◇農地の面的集積

公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等についての委任を受け、これらの者に代理して農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う仕組みを全ての市町村で導入

◇遊休農地対策の強化

全ての遊休農地を対象に対策が講じられるようにする等有効利用を徹底する仕組みへの見直し

◇農地税制の見直し

「農地改革プラン」発表される

国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を図るためには、農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要があります。このため、これ以上の農地面積の減少を食い止め、農地を確保し、農地制度の基本を所有から利用に再構築する農地改革プランが、平成20年12月3日に農水省から発表されました。

制度改正によって新たに農業委員会が担う新たな役割は次のようになります。

制度見直しによる農業委員会の新たな役割

- ・ 賃借規制の緩和に伴う地域の担い手育成及び効率性かつ総合的な農地利用との整合性の確保
- ・ 許可後の農地の適正利用の担保措置の厳正執行(事後監視、許可取消等の措置)
- ・ 毎年一回の農地の利用状況の調査と日常的な把握
- ・ 農地の権利取得に当たつての下限面積の弾力化(50アール未満の下限面積の設定)
- ・ 農地の面的集積組織との連携した取り組み
- ・ 遊休農地の是正指導権限の強化(遊休農地所有者等に対する指導、勧告等)
- ・ 相続等による農地の権利取得の届け出の受理及び斡旋等の必要な措置
- ・ 農地の保有・利用状況、借賃の動向など農地情報の把握

「農業委員会の適正な事務実施について」の通知が発せられる

「農地改革プラン」が目指す新たな農地制度が実効をあげるためには、現場で農地制度を中心となつて運用する農業委員会の役割が非常に重要であることから、その事務が適正に実施されるよう、農業委員会の事務の点検・検証、一人一人の農業委員の意識改革をねらいとして1月23日に農林水産省経営局長からの通知が発せられました。本県の農業委員会関係者にとつては、いわれのない指摘と受け止められる方が多いと思いますが、今後の農業委員会活動のさらなる評価向上のため、通達内容に理解を深めていただき、的確な取り組みをお願いします。



農業委員会の適正な事務実施について

農水省の考え方

- 農業委員会に対する厳しい指摘は、農業委員会の存在意義に対する警鐘と真摯に受け止め、改めて適正な事務の実施を図る契機とするとともに「農地改革プラン」の方向に沿った新たな政策の運用を担う農業委員会の体制整備を図る観点から、農林水産省として「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)を発出し、全ての農業委員会でその機能が十分に発揮される取組を推進する。

指摘事項

法令事務

- 農地転用の審議において、何ら議論なく転用を認めている。
- 新規参入者に対して既存の農業者より厳しい。等の審議の形骸化に係る指摘や公平性・公正性に対する疑問に係る指摘。
- 判断の透明性や全国的な公平性が強く求められている。

促進等事務

- 委員会ごとにその活動に大きな差がある。
- 外部からのみならず地域の農業者からも活動がみえにくい等の指摘。
- 外部・内部を問わずはっきり見える活発な活動が求められている。

適正な事務実施

透明性の向上、公平性・公正性の確保(法令事務)

- ◇農地法に基づく許可等
 - ・客観的資料に基づく申請内容等の事実確認
 - ・総会等における審査にあたっては、申請書等に記載された内容が審査基準に適合するかの判断を、審査基準のすべての項目ごとに区分して実施。併せて、それぞれの判断の根拠を明確化
 - ・申請者に対し上記の項目ごとの判断の根拠を明確に説明
 - ・審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成、市町村のHP等で公表
- ◇遊休農地への指導
 - ・必要な是正指導等を確実に実施
 - ・区域内の要活用農地の面積及び筆数、農業委員会の指導の件数及び改善状況等について市町村のHP等で公表

目標の設定、活動計画の策定(促進等事務)

地域の課題に応じて、

- ・認定農業者等担い手の育成・指導
- ・担い手への農地集積、耕作放棄地の解消等について、地域農業者等からの意見等を踏まえ、目標及びその達成のための活動計画を策定、市町村HP等で公表

点検・評価の実施(法令事務・促進等事務)

- ◇活動の内容を自ら点検・評価
- ◇点検・評価については、地域農業者等から意見等を募集
- ◇点検・評価結果を国へ報告

「農の雇用事業」が始まります

景気の急速な悪化にともない、他産業から農業法人等への就業を希望する若者等が多くなっていることに応え、国の第2次補正予算で、「雇用対策」の一環として、農業法人等への就職に特化した標記事業が実施されることとなりました。この事業の実施主体は全国農業会議所で、都道府県農業会議との間で委託契約を締結し、一体的に事業を進めるものです。事業の要件等は図のとおりですが、本県では30人の研修生の受け入れを目標とし、本会と農業公社が連携して取り組むこととし、第1回目の就業相談会を、2月17日に受け入れ希望の農業法人等11社、就業等希望者約70人の参加を得て開催しました。各法人等と就業希望者の話し合いが進められているところであり、研修生を受け入れたい農業法人等の経営体や研修を希望する方がおられましたなら、早めに農業会議もしくは農業公社にご相談願います。また、4月か

農の雇用事業の要件及び助成内容

◇雇用側（農業法人等）の要件

- 1 農業を営む事業体（農業法人・農業者等）であること。
- 2 新たに農業に就く者を雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うこと。
- 3 研修生との間で雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入させること。
- 4 本事業での助成を受ける経費に対して、他の助成（補助）を重複して受けていないこと。

◇研修生の主な要件

- 1 就農意欲を有し、本事業の終了後も継続して就農する意志がある者であること。
- 2 新たに農業法人等に採用される者（または採用されてから6ヶ月未満の者）であること。
- 3 農業就業に必要な健康状態であること。

◇助成内容（助成金は、研修を実施した農業法人等に支払う。）

助成額：研修生1人当たり、1ヶ月97千円 研修期間：最長12ヶ月

助成対象経費：教育研修経費、外部講師謝金、研修旅費、雇用保険料、労働者災害補償保険等

らは研修が開始されますので、近くで研修生を受け入れた経営体がありましたら、研修生等への指導・支援をお願いします。

1月29日、盛岡市都南文化会館

岩手県農業者年金加入推進大会が盛大に開催される

において、農業委員、年金協議会代議員、JA女性部会員など農村女性を中心に約600人の参加を得て、岩手県農業者年金加入推進大会が盛大に開催されました。この大会は農業者年金制度を広く周知し、制度のより一層の普及・定着を図るため「加入者10万人早期達成の3カ年計画」の一環として全国で初めて開催したものです。



第1部は、農業者年金基金理事長・伊藤健一氏により、将来の大きな支えとなる農業者年金の仕組みについての説明、第2部では女優の浜美枝さんにより「明日を素敵に生きるには」と題して、身の健康を保つためには、食を大切

にすること、生産者と消費者が手を携えることなどのお話をいただきました。

参加された多くの方々が、農業者年金制度について改めて評価されたほか、浜さんがきれいだ、若いというのはもちろんのこと、元気をもらいました、明日からもつとがんばりたい、大変良かったというたくさんの声をいただきました。また、会場に設営した年金相談コーナーにも、たくさんの方が相談に訪れ、自分や家族の年金試算額をもらっていききました。今回の大会を機に多くの新規加入者の確保を期待します。



農業者年金相談窓口の風景

編集・発行人/事務局長・齋藤 恭 〒020 0024 盛岡市菜園一丁目4番10号(第一産業会館4階) 電話〇一九 六二六 八五四五 印刷/川口印刷工業株式会社



1 農地法3条許可にかかる農業委員会の判断について

社会福祉法人が農地を取得し、耕作を行う計画があるが、地元の農業委員が反対している。どのように判断したらよいか。(A 農業委員会事務局職員)

あくまでも、農地法3条2項の要件に該当するかどうかであり、法律に定める要件の適用で判断が分かれる場合に、農業委員の意見を聞くことになっているが、法律にある要件以外の理由で恣意的に判断するべきではない。

一般的に、不許可相当とす

2 農業委員選挙人名簿から欠落していた者の取扱いについて

ある農業者が選挙人名簿から落ちていたことが判明した。近々選挙があるが、投票させる方法はないか。(B 農業委員会事務局職員)

名簿に登録されていない者は、登録されるべき旨の決定書(選挙管理委員会が発行)または確定判決書(地方裁判所が発行)がない限り1年間投票できない。

決定書、確定判決書をもたらえるのは、縦覧期間内(2月23日から15日間)に意義を申し出た場合に限られ、その期間を過ぎれば意義が認められず、投票できなくなります。

際には、どの要件に即して不許可となったのか、理由を議事録にも明記して、公表する必要がある。

21年4月から6月までの主要な行事

- 4月8日 全国情報会議(東京都)
- 4月10日 市町村農業委員会事務局長会議(盛岡市)
「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づく事業計画の策定等を検討
- 4月15日 常任議員会議(エスポワールいわて)
- 5月15日 常任議員会議(エスポワールいわて)
- 5月中旬 市町村農業委員会事務局長会議(盛岡市)
- 〃 市町村農業委員会会長会議(盛岡市)
- 5月28日 全国農業委員会会長大会(東京都)
- 〃 県選出国會議員への政策要望(東京都)
- 5月下旬 岩手県担い手育成総合支援協議会総会(盛岡市)
- 6月15日 常任議員会議(エスポワールいわて)

お詫び

農業会議通信No18、4ページ、農業会議常任議員名簿、田沼 齊氏の役職に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。
(誤) 岩手県土地改良事業団体連合会会長
(正) 岩手県土地改良事業団体連合会理事

編集後記

国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を図るための基礎的な資源としての農地を確保し、有効利用を図るため、農地制度の基本を所有から利用に再構築する「農地改革プラン」が発表されました。

また、このプランが目指す新たな農地制度が実効を上げるためには、農業委員会の活動が非常に重要であるとし「農業委員会の適正な事務実施について」の通知が農林水産省経営局長から発せられました。

農業委員会の重要性が認識されたのは良いことですが、体制の脆弱化は目を覆うばかりです。国は、現場をもっとみて、制度が実効を上げるよう体制整備の

支援を急ぐべきと考えます。今回の農業会議通信は「農地改革プラン」の特集になりました。2月10日の市町村農業委員会事務局長会議で約束した、市町村農業委員会コーナーは紙面が不足するため、次号からとしたいと思います。次回の発刊は6月となりますので、5月末には必要となります。後日、改めて個別に執筆のお願いを致しますのでよろしくご協力お願いします。

昨年の秋以降の急激な景気悪化によって雇止めが広がり、本県でも2月時点で約4,400人弱に及んでおります。この中には、自家で農業をしながら近在の工場等に勤めておられた方もあると思います。

これを機会に、農業に本格的に取り組んでみようとする方ができるだけ多く出てくることを期待します。(恭)